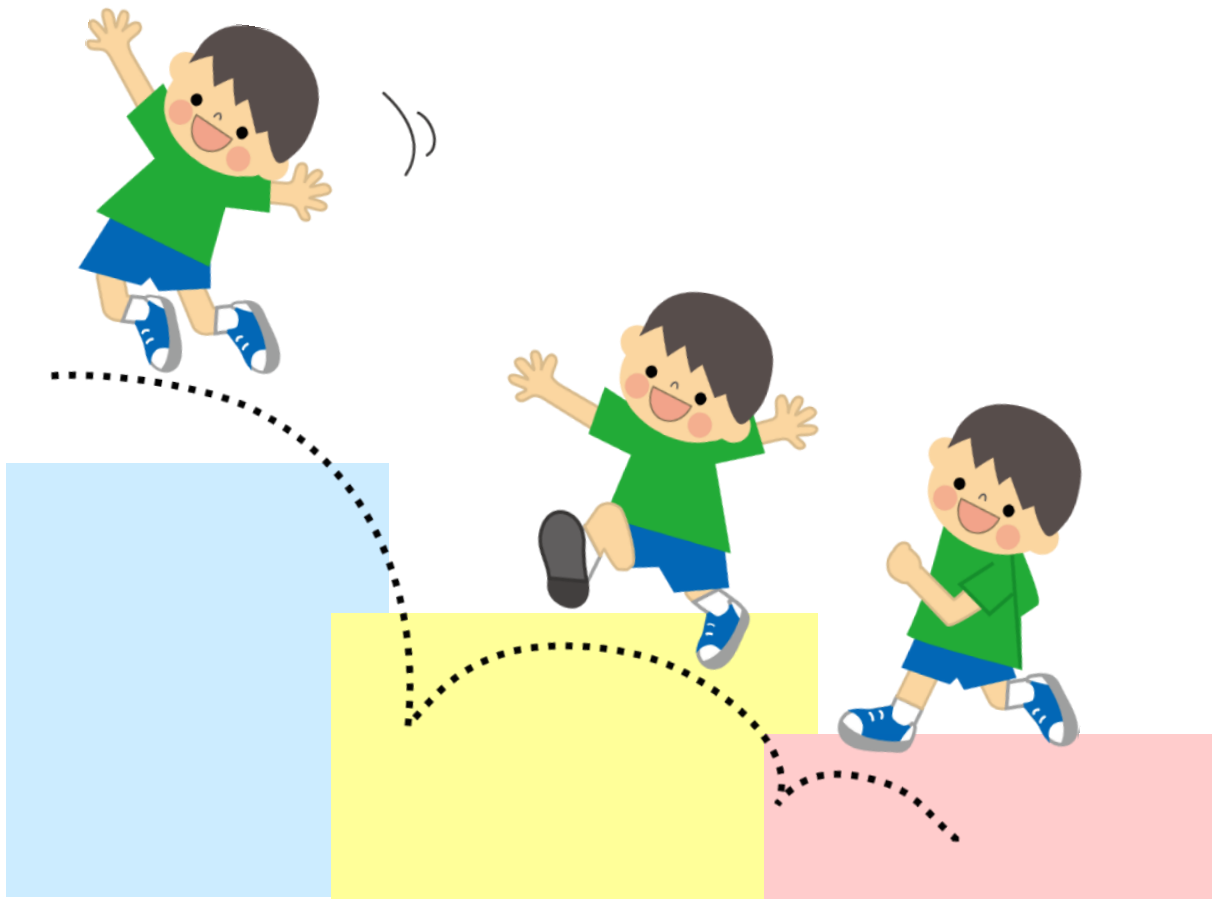


令和5年度 保存版



三条つ子発達応援事業

「子どもの育ち」を大切にする三条市の発達支援



三条市教育委員会



次代を担う全ての子どもに「生きる力」を…

子どもには一人一人異なる育ちや個性があります。相手の気持ちを汲み取ることが苦手なため、友だちと上手く遊べなかったり、元気よく活動する反面、落ち着きがないなど、子どもの特性が周りに理解されずに子どもが困る場合があります。それらは周囲には気付かれにくく、適切な支援が遅れてしまう可能性があります。

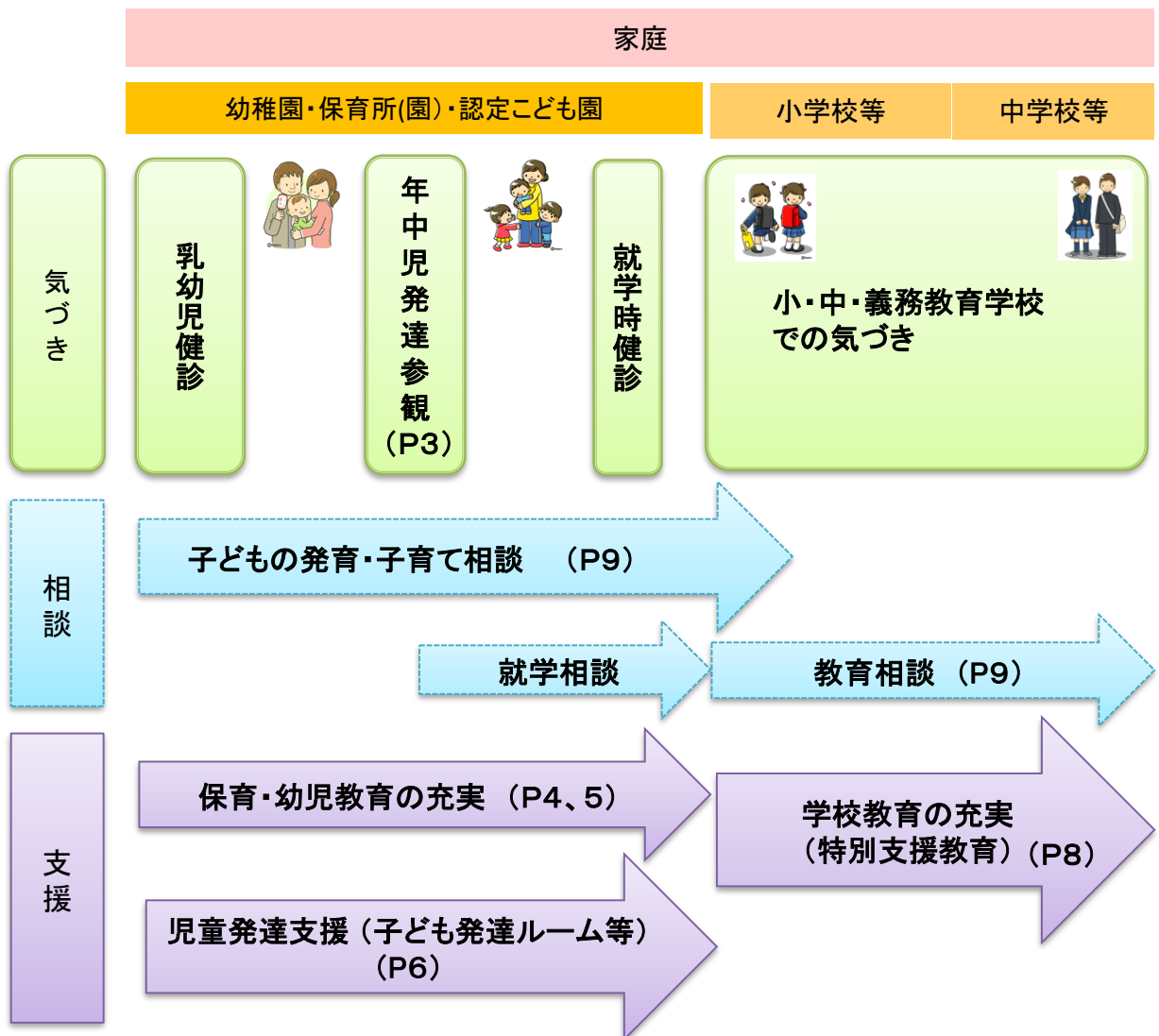
そこで、三条市では就学前から早期に一人一人の育ちや個性を理解し、子どもが自分らしく成長し持てる力を発揮できるように、あらゆる支援機関が連携しながら、保護者と一緒に次代を担う全ての子どもの育ちを応援していきます。



三条っ子発達応援事業とは

三条市の0歳～義務教育終了までの子どもが、自分らしく成長し持てる力を発揮できるように、保護者、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、関係機関、市などが連携して、継続的に子どもと子どもを育成する保護者・家族・支援者（幼児施設・学校職員等）を応援していく事業です。

「三条っ子発達応援事業」の具体的な内容



年中児発達参観

社会性が芽生える4～5歳になると、基本的な生活習慣が身に付き、集団生活の中で友だちや仲間を意識した行動が見られるようになります。

この時期に、保護者から集団の中での子どもの様子を見てもらい、成長した姿や伸ばしたい力を確認します。

★幼稚園・保育所（園）・認定こども園で遊ぶ様子を参観します。

★遊びの様子を発達応援チーム（保健師、保育士、臨床心理士、指導主事等）が保護者皆さんと一緒に参観し、終了後、保護者と個別面談をします。



幼稚園・保育所（園）・認定こども園では、一人一人に合わせた関わり方を工夫して保育・教育をしています。

この「年中児発達参観」は、子どもの成長した姿を確認することで保育・教育内容を充実していくための機会と考えています。

一人一人に合った支援

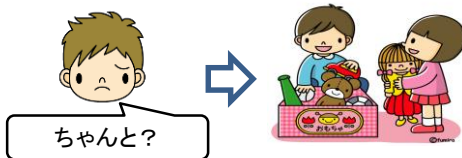
子どもの得意なこと・苦手なこと、もののとらえ方や感じ方の特徴を理解し、どんな対応をすれば子どもが持てる力を発揮できるのかを考え支援します。

幼稚園・保育所（園）等の生活で何に困っているのか観察しながら、子どもの育ちや個性を理解し支援していきます。

支援の具体例

あいまいな表現ではなく、具体的な言葉で伝えるといいみたい

×「ちゃんと片付けて」 ○「おもちゃをこの箱に入れて」



気になるものをなくしたら、落ち着いて取り組めるみたい



長い説明より、行動に合わせて一つずつ説明したほうが理解しやすいみたい

トイレに行って、手を洗って、その後はおやつだよ

トイレに行こうね

なんだっけ?

わかった!

言葉と一緒に図や絵で示すと理解しやすいみたい

お着替えしようね



予定が分かると次の行動の見通しが持てて、不安がないみたい



お子さんの様子を見ながら一人一人に合わせた支援を考えていきます。



発達支援コーディネーターの配置

幼稚園・保育所（園）・認定こども園では、子どもの発達支援の中心となる「発達支援コーディネーター」を配置しています。

お子さんの発達に関する心配なことなど、担任または、発達支援コーディネーターにお気軽にご相談ください。

発達支援コーディネーターとは・・・



担任保育士（教諭）
と一緒にお子さんの
発達に関する
保護者の相談窓口



計画書

年齢別にねらいを立てて保育・教育を実施していますが、必要に応じて担任保育士（教諭）と一緒に**個別の発達支援計画（※）**を作成する場合があります。

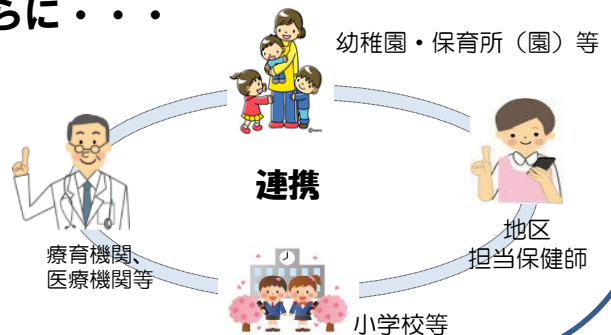


幼稚園・保育所（園）・認定こども園
内の連携推進



さらに・・・

地区担当保健師、小学校等、
療育機関等との連携窓口



※ 個別の発達支援計画とは

個別の配慮や支援が必要なお子さんへの支援を実施するため、一人一人の育ちや個性に合った支援内容をまとめたものが個別の発達支援計画です。個別の発達支援計画は保護者と共有し作成します。

また年長のお子さんに関しては適切な支援が継続されるよう発達支援計画を就学先へ引継ぐことで、切れ目のない支援の継続を図ります。



児童発達支援事業（福祉サービス）

発達に心配のある就学前のお子さんに対して、発達を促す指導等を行います。

心配や困りごと

ことばに関する心配

- ことばの遅れがあり、友達とうまくコミュニケーションがとれない
- か行やさ行などのことばがうまく発音できない 等

日常生活に関する心配

- 食事、着替え、排泄等が自分一人できない
- 手や足の動きが不器用に感じている 等

保育所（園）での集団生活に関する心配

- 落ち着きがなく、一つのことに集中できない
- こだわりが強く次の行動に移すことができない
- 友達と一緒に遊ぶことができない 等



子どもの発育・子育て相談

お子さんの発達のことで心配がある場合、まずは『子どもの発育・子育て相談』（P9）へお申し込みください。お子さんの発達状況等を確認し、児童発達支援事業の利用についてご相談させていただきます。

児童発達支援事業の利用

児童発達支援事業は、保護者とお子さんが一緒に事業所に通い指導を受けます。お子さんの発達に応じたプログラムを組み合わせ、日常生活動作及び集団生活の適応に関する指導や、正しい発音の指導、言葉の発達を促す指導等を行います。保護者に対しては、お子さんへの指導を通して、お子さんの特性に合った家庭での関わり方等の助言を行います。

※利用するには、市（子どもの育ちサポートセンター）に申請の手続きが必要になります。



【三条市内の児童発達支援事業所】

事業所名	所在地	電話番号
三条市子ども発達ルーム	新堀1311番地（栄庁舎3階）	45-1122
済生会三条療育サポートセンターひまわり	大野畑6番86-11号	35-1600
スパークスタジオ県央	神明町2番1-102 パルム2内	64-7741
子どもサポート「きらり」三条校	興野3丁目21番30号	64-8556
ケアステーション県央	下須頃1023番地2	47-0530
まるまる広場本成寺	西本成寺1丁目33番20号	35-0066

小学校等への支援の引継ぎ

安心して学校生活を送れるように、幼稚園・保育所（園）・認定こども園で行ってきた支援が、小学校・義務教育学校入学後も継続され、必要な支援が途切れないようにしていきます。

小学生になって、担任の先生に子どものことを分かってもらえるかしら・・・

？

環境が大きく変わるけど大丈夫かな・・・



個別の発達支援計画の引継ぎ

個別の発達支援計画を作成していたお子さんについては、保護者の承諾を得た上で、個別の発達支援計画を小学校等に引継ぎ、就学後も支援が継続されるようにしていきます。

幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校等との連携

○年長児訪問

年長時に教育委員会や小学校等の職員が、幼稚園・保育所（園）・認定こども園を訪問し、一人一人が受けてきた支援を小学校等に引き継ぎます。

○新1年生訪問

教育委員会職員や前年度の年長担任が1学期の新1年生の学習を参観し、一人一人の小学校等での様子を踏まえた上での情報交換を行い、その後の支援に活かします。



小学校等入学後のサポート（特別支援教育）

小学校等入学後は、一人一人に合った学びの場で、担任の先生を中心にお子さんの力を高めるためにお子さんの学びやすさ、分かりやすさに応じた指導・支援を行います。



通常学級での指導

学習場面での分かりにくさや、友達との関わり方で困っているお子さんに対し、配慮を行いながら他のお子さんにも役立つ教材や働きかけ、指導の方法を工夫することで分かりやすい授業を行います。

通級指導教室での指導

ことば・きこえ・社会性の発達や特定の学習活動に支援が必要なお子さんに対し、通常の学級での授業を行いながら、週1～2時間程度、通級指導教室で個別もしくはグループで子どもの状況に合わせた指導を行います。



特別支援学級での指導

一人一人の状況に基づいた指導を行います。個々の分かりやすさに応じた教科学習や生活の自立に関する学習の指導を行います。交流学級（通常学級）での「交流及び共同学習」の中で、個別の声かけや対応を行うこともあります。

特別支援学校での指導

少人数の中で、一人一人の特性や状況に応じてきめ細かな指導を行います。学習や生活上の困難さを克服し、生活の自立を目指します。

お子さんの居住区の小学校等との交流を行い、同学年の友だちとの交流も大切にします。

いつでも相談してください

子どもの発育・子育て相談 教育相談

子どもの成長発達や子育てについて「ちょっと気になる」「なんだか大変」「うまくいかない」など、心配なことや不安はありませんか？

お子さんの発育や発達、小学校等入学後の学校生活の心配や悩みについて、相談に応じています。いつでも気軽に相談してください。

たとえばこんなこと…

発育・発達のこと…

- 言葉が出てこない、発音がはっきりしない
- 友だちと仲良く遊べない
- おねしょが治らない

学校生活のこと…

- 文字の読み書きがまだ難しい
- 学校に行きたがらない
- 友達関係がうまくいっていない

子育てのこと…

- 子どもとどのように関わってよいか分からない
- ついイライラして怒ってしまう



子どもの育ちサポートセンターの保健師、臨床心理士、言語聴覚士、学校教育課・教育センターの担当指導主事が相談に応じます。



○ 相談場所：三条市役所 栄庁舎 2階 子どもの育ちサポートセンター
教育センター

○ 相談時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始除く)



※ 臨床心理士及び言語聴覚士の相談は予約制です。
事前の申し込みが必要となりますのでご連絡ください。

○ 相談・連絡先：子どもの育ちサポートセンター ☎45-1131
教育センター ☎45-1116



三条っ子発達応援事業 令和5年4月発行

発行：三条市教育委員会

〒959-1192 三条市新堀1311番地

TEL 0256-45-1131 FAX 0256-45-1130

E-mail: kodomosupport@city.sanjo.niigata.jp

編集：三条市教育委員会

子どもの育ちサポートセンター 学校教育課